

## 住宅扶助の経過措置の運用に関する要望書

各福祉事務所長 殿

平成27年6月8日

生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会  
代表 寺久保光良

日頃の熱心な生活保護行政の運営に敬意を表します。

私たちは、平成25年8月から始まった生活保護の生活扶助基準の引き下げに反対するために、生活保護受給者の支援団体である「埼玉県生活と健康を守る会連合会」、障害者支援団体である「きょうされん埼玉支部」、貧困と格差の解消に取り組む「反貧困ネットワーク埼玉」のメンバーが中心となって平成26年8月に設立した関係者5000名を上回る市民団体です。

平成27年4月14日、同日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「局長通知」といいます）により、生活保護の住宅扶助の限度額が変更となりました。この変更は、ごく一部で限度額が上がる方もいるものの、全国的にも概ね金額が引き下げられるもので、埼玉県内においても、1級地の6人世帯を除き、全ての世帯で変更前以下の限度額になり、埼玉県内9万人以上の生活保護受給者の住生活に多大な影響が出るものと考えられます。特に、川越市の2人世帯では1万1000円、2級地（越谷市、熊谷市など）の2人世帯では1万円、3級地（久喜市、鴻巣市など）の2人世帯では9900円の減額となり、全国の中でも最高水準の引下げ額となっています。また、さいたま市でも、1人世帯が2700円、2人世帯が8000円、3～5人世帯が3000円の減額となります。

住宅扶助基準額は、健康で文化的な最低限度の住生活を営むために必要な金額でなければなりません。局長通知による変更後の限度額ではお

よそそのような住生活を営める金額ではなく、今回の住宅扶助基準額の引下げは、憲法25条に反して違憲であると当会は考えています。

ところで、変更後の住宅扶助の限度額は、本年7月1日から適用されることとなりますが、本年6月30日に現に住宅扶助を受けている世帯であって、本年7月1日において引き続き住宅扶助を受ける方については、局長通知において、経過措置を定め、これを受けて、平成27年5月13日社援保発0513第1号厚生労働省・援護局保護課長通知（以下「課長通知」といいます）では、生活保護受給者の居住の安定や居住先確保の支援の観点から、この経過措置の具体的な運用について規定していません。

そこで、局長通知及び課長通知を踏まえて、当会は貴殿に対し、下記の事項を要望致します。

- 1 各ケースワーカーに対し、経過措置及び課長通知に定められた経過措置の運用の周知を徹底すること
- 2 生活保護受給各世帯に、経過措置の内容を十分に周知・説明し、積極的に経過措置の適用を勧めること
- 3 生活保護受給者のプライバシーに配慮しつつ、変更後の基準額以下まで家賃を引き下げることができるか否かをケースワーカーが貸主等に対して確認すること
- 4 生活保護受給世帯が転居をする必要がある場合には、政府が定めた最低居住面積水準を満たす物件への転居とすること

以上、経過措置を実効的に運用するよう上記要望事項を実践して頂き、生活保護受給世帯に対して住宅扶助基準引下げによる不利益が出ることのないよう、くれぐれも慎重に生活保護行政の運営をして頂くことを求めます。

以 上